

## 2 住民税の公的年金からの特別徴収

地方税法の改正により、平成21年10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)が開始されます。

### ①対象者

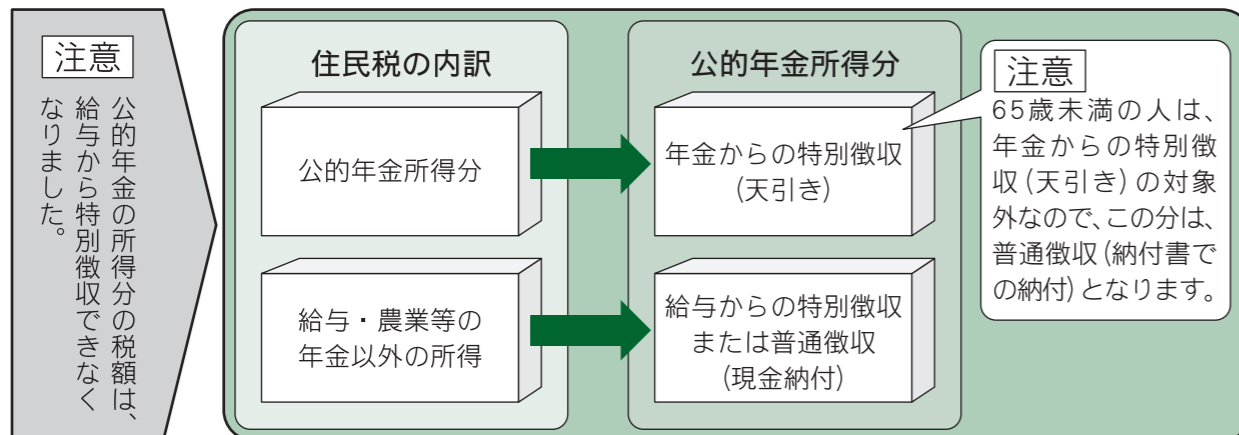
- ①平成21年4月1日現在で65歳以上の人。(昭和19年4月2日以前生まれの人)
  - ②公的年金を受給中の人。
  - ③住民税の所得割が課税されている人。(住民税の年税額が、4,700円を超えている人)
- ※以上の①から③すべてに該当する場合。  
ただし、次のどちらかに該当する場合は、対象外になります。
- ◆介護保険料が、年金から天引きされていない人。(老齢基礎年金の年額が18万円未満の人)
  - ◆天引きとなる住民税額が、老齢基礎年金等の額を超える人。

### ②対象になる年金

老齢または退職を支給事由とする年金(老齢基礎年金、退職年金等)で、そのうちひとつの年金から全ての公的年金などに対する税額が特別徴収されます。  
基本的には介護保険料が特別徴収される年金から特別徴収されます。  
(ただし、障害年金・遺族年金は対象外)

### ③公的年金以外に所得がある場合

公的年金からの特別徴収(天引き)の対象となるのは、公的年金所得分に相当する所得割・均等割です。  
給与・農業・営業等の所得分は、普通徴収(納付書での納付)か給与からの特別徴収になります。



※今回の計算では、公的年金所得の概ね10%分の金額が、年金からの特別徴収(天引き)になります。

### ④年金からの特別徴収(天引き)の例

平成21年度については、公的年金からの特別徴収(天引き)は10月からの開始となるため、6月と8月は、それぞれ年額の1/4の額が納付書での納付となります。  
10月からは、10月、12月、2月にそれぞれ年額の1/6の額が天引きされます。

※公的年金所得にかかる税額が年6万円のと

徴収方法	普通徴収 (納付書での納付)		特別徴収 (年金からの天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
納付月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

# 平成21年度 個人住民税の改正ポイント

税務課町民税係 ☎028(677)6035

## 1 寄附金控除の改正

平成21年度課税分から、次のとおり寄附金控除が拡充されました。

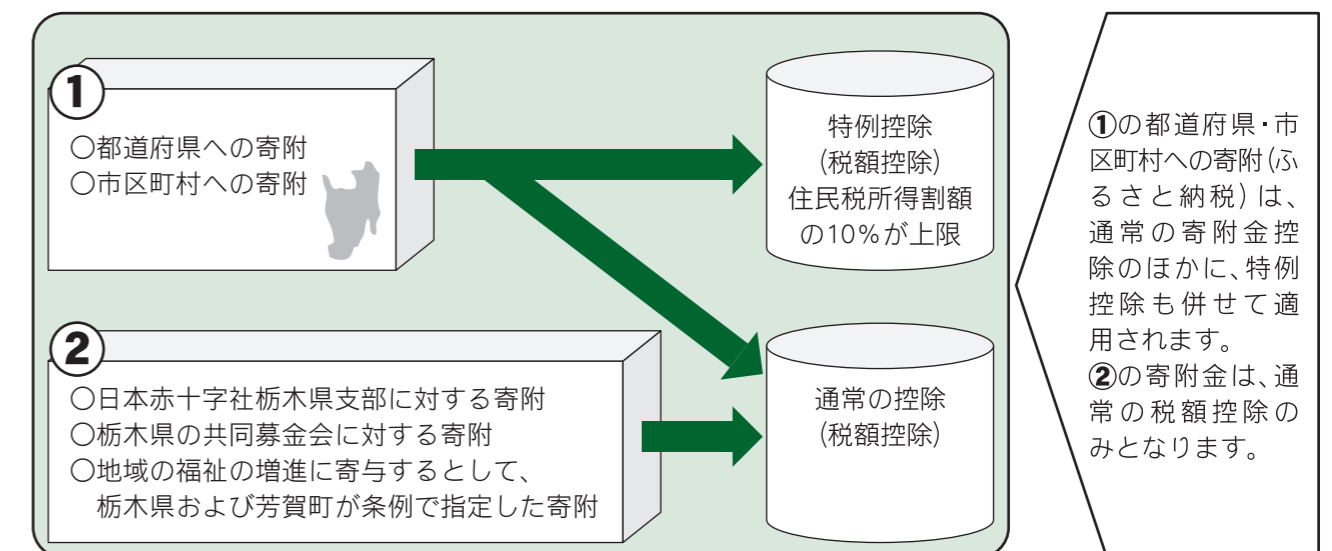
	改正前	改正後
控除方法	所得控除	税額控除
控除額	合計寄附金額-10万円	合計寄附金額-5千円
控除限度額	総所得の25%	総所得の30%
控除率	—	町民税6%、県民税4%
対象寄附金	○都道府県・市区町村に対する寄附 ○栃木県共同募金会に対する寄附 ○日本赤十字社栃木支部に対する寄附	○都道府県、市区町村に対する寄附 ○栃木県共同募金会に対する寄附 ○日本赤十字社栃木支部に対する寄附 ○栃木県および芳賀町が地域住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で指定した寄附
特例控除の有無	なし	あり (ただし、都道府県、市区町村に対する寄附金のみ)

※特例控除…(都道府県、市区町村に対する寄附金-5千円)×(90%-所得税限界税率)で計算される金額を税額から差し引きます。  
【注意】 所得税限界税率=所得税で適用されている最高の税率で、課税所得によって5%~40%の幅があります。

所得税の限界税率

課税標準額	税率	課税標準額	税率
~1,949,999	5%	6,950,000~8,999,999	23%
1,950,000~3,299,999	10%	9,000,000~17,999,999	33%
3,300,000~6,949,999	20%	18,000,000~	40%

※課税標準額=総所得金額から所得控除額を差し引いた額



<例> 課税標準額30万円の人が、3万円市町村に寄附した場合。  
 $(30,000-5,000) \times (6+4)\% = 2,500$ 円の通常の控除と、  
 $(30,000-5,000) \times (90-10)\% = 22,500$ 円の特例控除を合計した、22,500円の税額控除を受けることができます。